

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅲ－２－４－１ 意義</p> <p>Ⅲ－２－４－２ 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(１) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、営業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(２) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(３) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与</p> <p>① 法第13条第1項ただし書（同条第2項で準用する場合を含む。以下②において同じ。）の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受け</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅲ－２－４－１ 意義</p> <p>Ⅲ－２－４－２ 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(１) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、営業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(２) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(３) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</p> <p><u>(注) 国際統一基準行においては、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－２－２－２(１)及び(８)を参照し、これらに準じた大口与信管理を行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与</p> <p>① 法第13条第1項ただし書（同条第2項で準用する場合を含む。以下②において同じ。）の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受け</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>たことその他銀行法施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>② 施行規則第14条の3第2項第3号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」（施行規則第14条の6第1項で準用する場合を含む。）に該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合としては、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、銀行の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。</p> <p>イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合</p> <p>ロ. <u>告示第6章第5節に規定する信用リスク削減手法（施行規則第14条の2第1項により、信用の供与等の額から控除することが認められているものを除く。）を用いることにより、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超過しない場合</u></p> <p>ハ. <u>金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合</u></p> <p>上記イからハまでのいずれかに該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。</p>	<p>たことその他銀行法施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>② 施行規則第14条の3第2項第3号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」（施行規則第14条の6第1項で準用する場合を含む。）に該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合としては、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、銀行の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。</p> <p>イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合</p> <p>ロ. <u>金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合</u></p> <p>ハ. <u>ストレス状況下において、銀行間市場の安定性を確保することを目的として、コールローンその他の銀行間エクスポージャーについて信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合</u></p> <p>上記イ又はロに該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。</p>